

○山井委員 二十五分間、雇用、労働問題について質問をさせていただきます。

特に、この国会では、生涯派遣を可能にする労働者派遣法の改悪や、また、これから質問をします残業代ゼロ法案、新しい労働時間法制、さらに、規制改革会議では解雇の金銭解決という、この三点セットが審議、議論されようとしております。

その中でも、私が今質問をさせていただきたいと思っておりますのは、新しい労働時間法制。この法案は、四月三日、今週金曜日に提出されるというふうに予想をされております。

これは残業代ゼロ法案とも呼ばれているわけですが、かつ、その中で一つの問題点は、きょうの配付資料にも、一ページ目につくりましたように、今までは、管理職は残業代がゼロだったわけです。そして、一千万円以上の高度プロフェッショナルという方についても残業代がゼロになる可能性があります。しかし、それだけではなくて、最後になってすると入ってきたのが、この裁量労働制の拡大、これを営業職に拡大する、このことも過労死をふやしかねないという、非常に不安の声が上がっております。

裁量労働制というのは、みなし労働時間という概念を使いまして、例えば、みなし労働時間を裁量労働制で九時間としたならば、七時間働いても九時間分の給料が出るし、逆に、みなし労働時間を九時間とすれば、十一時間働いても新たな残業代は出ないということで、事実上の残業代ゼロという問題点もございます。

そして、ここに一冊の本がございますが、「たっちゃん起きて！九時ですよ」。その息子さん、二十四歳の脇山達さんが、裁量労働制で月百時間の過労死ラインの残業をされて、過労死をされてしまいました。二十四歳という若さでした。本日、傍聴に御両親もお越しになっておられます。朝四時まで残業されて、朝九時に起きるはずであったわけですが、お母さんが起こしに行かれたら、残念ながら冷たくなっておられた。月に百時間の残業、そういう痛ましいケースであります。

にもかかわらず、最初は、労災を申請したら不支給になってしまったんです。なぜか。どう判定されたか。裁量労働制の職場なので、自分で勤務時間を工夫できたはずだからということなんですね。しかし、裁量労働制というけれども、二十四歳あるいは二十代の若者に本当に、労働時間を管理する、そういう裁量権があるのか。

実際、配付資料を見ていただきましても、例えば三ページを見ていただきますと、一般の労働法制に比べて、裁量労働制は労働時間が長くなっております。

長くなっているだけではないんです。次のページを見ていただきますと、何と企画業務型裁量労働制では四二％が労働時間が不明なんですね。不明ですから、残業代は、当然、十時以降働いても、休日出勤しても払われません。

だから、これも深夜割り増し手当や休日手当が払われることにルールではなっていますが、実際、労働時間すら把握されていないんですから、事実上、この達さんのように、深夜残業したって休日出勤したってほとんど払われない。そして、労災を申請したら、裁量労働なんだから工夫できたはずだというふうに言われて、労災申請すら当初おらなかったわけでありまして。

そこで問題なのは、実際、裁量労働というのは恐ろしい言葉のわなであるということをお両親もおっしゃっています。実際、そんな二十代の若者に、では、これで仕事をやめて帰りますということがそう簡単に言えるはずはありません。

今回、残業代ゼロ法案の中に含まれているこの裁量労働制の営業職への拡大は、年収要件がありません。ですから、年収三百万円でもこれは別に違法とはなりませんし、さらに、最初に入社後三年から五年はできるだけ導入しない方がいいというような指針も出るかもしれませんが、実際、二十六歳、二十七歳、二十八歳の若者にも適用されてしまいます。

質問通告もしておりますので安倍総理にお伺いしたいんですが、このような裁量労働制の営業職への拡大、二十代の若者や年収三百万円、そういう方々にも事実上の残業代ゼロということを導入すると、長時間労働になり過労死がふえてしまうのではないのでしょうか。安倍総理、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まず最初に申し上げておきたいことは、政府が検討を進めている労働時間制度の見直しは、

ワーク・ライフ・バランスの観点から、働き過ぎを是正するんです。その上において、多様で柔軟な働き方を進めていくものであります。これはもう時代の変化とともに働き方も随分変わってきたわけですので、こういう多様性のある働き方、ニーズにどう対応していくかということでございます。同時に、しっかりと、より豊かな人生となるように、ワーク・ライフ・バランスの観点からも是正をしていくということもポイントとして我々は考えているということをごまらず申し上げておきたいと思っております。

この中で、裁量労働制についてでございますが、現在、企画立案業務に限られていますが、働く人の満足度が高いことを踏まえて、企画部門で働く人の業務の複合化の進展に合わせまして、課題解決のための企画立案を伴う提案型の営業といった業務を対象とすることを考えているわけでございます。

ちなみに、裁量労働制が適用されている方へのアンケート調査では、七六・四％の方が、適用を受けることについて満足や、やや満足と回答しているわけでございますので、今私はこのように申し上げたところでございます。

この制度の対象となる人は、こうした業務をみずからの裁量で遂行できる、そういう知識や経験を有する人に限られ、労使同数の委員会の決議によって選定されているという仕組みにもなっております。

具体的な業務等については、法に基づく指針において、例えば店頭販売やルートセールス等の単純な営業は対象とはなり得ない、全く職務経験がない者は対象労働者となり得ないといったように、範囲や考え方を明確にしていくことを考えているわけでございます。

そうしたことをぜひ御理解いただきたい、このように思うところでございます。

○山井委員 営業職は全国で今三百万人おられます。その中で、下手をすれば百万人、二百万人にもふえかねないわけでございます。

安倍総理、改めてお伺いしますが、二十代の若者や年収三百万円台でもこれは対象になるんですね。確認です、安倍総理。質問通告もしてありますから。

○塩崎国務大臣 今総理から答弁申し上げたとおり、基本的には、みずから能力のある人たちが裁量でもって遂行できるという、企画立案能力を持った方がまず第一であって、そして知識と経験も有している、さらに労使同数の委員会の決議で選定をされるということでございますから。

結局、最終的に、年齢とか、あるいは、三年から五年というのは、実は今の指針にも既に入っているんです。三年から五年の経験をやはり経た方がよいというふうになってはいますが、それは原則としてそういうふうに入っていますから、今お話がございました、二十代で、あるいは年収三百万とか、そういう数値で切っているわけではございませんけれども、かなり、今三百何十万の営業職の中からぐっと絞られていくということを御理解いただければというふうに思うわけでございます。

それから、さっきお話をされましたけれども、管理職の残業代ゼロと書いてありますが、これは深夜は割り増し料金は管理職でも払われるということであり、なおかつ、この裁量労働制は全て規制はかかって、三六協定も、みなし時間ということにはなりませんけれども、割り増し賃金も何もかも全部この規制、時間規制はかかるということを外さないでいただければというふうに思います。

○山井委員 今、塩崎大臣もお認めになりましたように、年収要件も収入要件もありませんから、二十代の若者でも、年収三百万円台でも二百万円台でも、この対象になり得るわけですね。

でも、お母さんのこの書類にも書いてありますけれども、こちら、八ページにお母様書かれておられます。「会社の出退勤の時刻も、記録を見ると二十六時、二十八時、三十時などという、地球上にあり得ない表記がある。」「完全に休める土日などなかった。」「裁量労働というのは恐ろしい言葉のワナです。」と。

もちろん、本当にその方に裁量があったらいいですよ。でも、二十代の若者に、あるいは年収二百万円台、三百万円台という方々にも、本当の裁量があるとは思えないんです。

さらに、今割り増し賃金が出るとかおっしゃいましたけれども、繰り返しになりますが、四二％は労働時間も把握されていないんです。把握されていない以上、出ないんです、実際には。

安倍総理、昨年、過労死防止法が成立をいたしました。安倍総理も当然賛成をされたと思っております。私は、この裁量労働制、全て一〇〇％否定はしません。合う人もおられると思っております。しかし、今ブラック企業というのがふえておまして、ブラック企業、きょうの配付資料にも書かせていただきましたが、実際、六ページによると、昨年

十一月、大阪の労働局が調査したら、二百八の事業場のうち、何と百七十七、八五%で長時間労働や残業代の未払いなどの違法行為が確認された。八五%で長時間労働や残業代の未払いが確認された。

こういうブラック企業が、営業マンに、裁量労働制ですと導入したらどうなるんですか。労働時間を把握しなくていいことになってしまって、これだと、過労死がふえるどころか、配付資料の九ページを見ていただきたいんですけども、過労死問題の第一人者、脇山達さんの過労死裁判も担当された川人弁護士の資料がございすが、川人弁護士はどうおっしゃっておられるか。

サービス残業、違法残業が、今回の残業代ゼロ法案によって合法化される。労働時間の把握をしなくてもよくなるわけですから、より一層長時間労働になる。おまけに、逆に、過労死が発生しても、労働時間が把握されていないわけだから、労災認定、過労死とも認定されなくなる。特に若者への影響が大きい。

なぜならば、今までは、どんどん低賃金で働かせたいというブラック企業は、名ばかり管理職、管理監督者ですということを使っていたんです。ところが、若者には管理監督者というのをを使うと、名ばかり管理職ということで裁判で負けるんです。しかし、今回の裁量労働制が営業に拡大してしまったら、二十代の若者も、もしですよ、九時間のみなし労働時間だけれども、ノルマを一・五倍にすると言われたら、これは一歩間違えると、ノルマ地獄で、死ぬまで働くことになりかねない。

ワーク・ライフ・バランスがうまくいく人も、中にはおられるでしょう。しかし、一方では、ブラック企業に悪用されたら、長時間労働がふえて、過労死する方がふえる可能性があるんです。

安倍総理、どう考えてもこの法改正は危険だと思います。昨年、過労死防止法も成立させられた安倍総理ですから、ぜひとも、このような危険な残業代ゼロ法案というのは今国会での提出というものを断念していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、総理。

○安倍内閣総理大臣 今までの裁量労働制について働いていた人がどう感じていたか、先ほど御説明をしたとおりでありまして、裁量労働制が全く間違っているかのごときの印象を今委員は振りまいておられるわけですが、それはそうではなくて、まさにこのアンケートの調査の結果によっても、七六・四%の方が、適用を受けることについて満足あるいはやや満足、こう回答しているのは事実でございます。

そして、その中において、この制度の対象となる人は、こうした業務をみずからの裁量で遂行できる知識や経験を有する人に限定されて、労使同数の委員の決議によって選定される仕組みでもあります。

そして、裁量労働制度の要件や本旨を踏まえて対象者を選定すれば、入社したての若者や年収が低い方が対象となることは基本的には考えにくい、こう考えているわけですが、いずれにせよ、真に裁量を持って働く人だけが制度の対象となっていくように、しっかりと制度設計を行っていきたいと考えています。

○山井委員 非常に、私は無責任な答弁だと思います。低所得者や若者が対象になるとは考えにくい、にくいとおっしゃいますが、この法律、今、法案の要綱、残業代ゼロ法案、新しい労働法制の要綱と建議というものが労働政策審議会そして厚生労働省から出ておりますが、年収要件も年齢要件も一切入っていないんです。二十代の若者、低所得者、その営業マンが、あなたは裁量労働制ですと言われても、裁判になって、それは勝てないんです、法律に書いていない以上は。

安倍総理は性善説に立っておられるのかもしれませんが、私は、繰り返しますが、裁量労働制、全てが悪いとは言っていない。しかし、ブラック企業に悪用される可能性が極めて高いということを言っているわけです。

安倍総理、この法案が万が一通れば、来年四月から拡大されます。二十代の若者が、来年四月以降、この裁量労働制でもし過労死されたら、責任はとれますか。絶対に、そういうふうな過労死が新たに、営業マンでノルマをふやされて残業代が出なくなって、ふえないということを、総理大臣として、労働者の命を守るという観点から、安倍総理、確約できますか。いかがですか。これは人の命にかかわる問題ですから、安倍総理、教えてください。

○塩崎国務大臣 まず第一に、労使の自治というのがありまして、会社で労使同数の委員会というのがつけられているわけですね、もう既に。ここの五分の四で、一人一人、この人は裁量労働制にふさわしいかどうかということを見ていただいて決めていただくわけですが、労使で。五分の四の過半数ですから、やはりかなり、労使のうちの過半数も賛成しないと五分の四にはなりません。したがって、そういうクリアランスは経た上であるということが一つ。

それから、先ほど、事業場のうち四二・六％が実労働時間の把握が不明だというふうになっておりますが、確かに、裁量労働制のもとでは、現在は労働時間が労使で定めた時間にみなされるといふみなし時間になっておりますので、使用者に労働時間の把握を求めている通達の適用が除外をされているんですね。ですから、このために、恐らく、実労働時間の把握……（山井委員「責任が持てるんですか」と呼ぶ）まあまあ、これから出ますから聞いてください。把握方法についての質問に対して、不明と回答した方が多かったですね。そこで、労災が認定されないんじゃないかという御指摘がありました。

実は、裁量労働制の対象者を含めて全ての働く人の健康確保の前提として、全ての働く人の実労働時間の客観的な把握がやはり必要だということであって、このため、労働時間の把握につきまして、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定することが適当である旨、労働政策審議会において建議がなされております。ですから、これから、全ての働く、労働時間、つまり、今通達が外れていますけれども、それをやるということであって、それともう一つは、労災認定というのは……（山井委員「もういいです、もういいです」と呼ぶ）聞いてください。（発言する者あり）そうじゃないですよ。

○大島委員長 端的に、大臣。

○塩崎国務大臣 労災認定の仕組みとして、実労働時間をきちっと、ケース・バイ・ケースで、あらゆるケースでも判定した上で労災認定を考えているわけでありますので、労働政策審議会の建議に基づいて、裁量労働制の対象者を含めた全ての働く方の労働時間の客観的な把握をこれから進めていくということで、今後とも的確な労災認定をしていきたいということで、今御懸念のようなことにならないようにしていくということでございます。

○山井委員 全く答えていない。

安倍総理、私はシンプルなことをお聞きしているんです。

二十代の所得も低い営業マンの方々に裁量労働制を来年四月から導入する法案を提出する。もちろん、もしかしたら過半数の人が満足されるかもしれませんが。しかし、一人でも二人でも過労死をされたら、これは法改正が人を殺してしまったということになりかねません。実際、昨年も、少し前まで裁量労働制であった方が一人、過労死をされております。これは人の命にかかわる問題です。

おまけに、昨年、過労死防止法が成立しました。そのことによって御両親も、やっとなっちゃん、浮かばれたわねとおっしゃっていた。にもかかわらず、過労死防止法が成立した翌年に、よりによって息子さんが過労死された裁量労働制が営業にまで拡大される。それは余りにも、新たな被害者をふやされることで心配で心配でたまらないということで、きょうも御両親がお越しになっています。

安倍総理、本当にこの裁量労働制の拡大で、来年四月以降、過労死される方、絶対出ないですか。責任持てますか、安倍総理。

○安倍内閣総理大臣 まず、この裁量労働制については、先ほども申し上げましたように、七六％の人が、満足、やや満足という答えをされているわけであります。その中においてそれを広げていく、これは政策として私は正しい方向だと思います。

しかし、この法令の趣旨に沿わないことをする企業が出ているのは、大変残念なことであります。それはしっかりと労働基準局なりなんなりが取り締まっていくのは当然のことであろう、こう思うわけであります。

そこで……（発言する者あり）済みません、後ろからやじを飛ばさないでもらえますか。

○大島委員長 どうぞ、総理、答弁を。

○安倍内閣総理大臣 よろしいでしょうか。少し落ちついた雰囲気でも議論をしたい、私はこう思っております。

そして、その上において申し上げますと、今、山井委員が言われた、健康状態がどうなっているのか、過労死というのはまさに健康上の問題が深刻になっていく、あるいは精神的に追い込まれていくということでございます。そこで、裁量労働制におきましては、裁量となる方の労働時間の状況を把握した上で、これに基づき、休暇の付与や特別な健康診断など、健康確保のための措置が講じられています。

今回の労働時間制度の見直しによって、健康確保のための措置を具体的に列挙し、まさにこれを具体的に挙げていくわけであります、具体的に列挙をし、これらのうちのいずれかが必ず講じられることとしているところでございます。

○大島委員長 時間でございます。

○山井委員 はい。

今の健康確保措置も労働時間の把握も、全く不十分で実効性がないんです。

最後に申し上げますが、一生派遣を可能にする派遣法の改悪、今言った過労死をふやしかねない残業代ゼロ法案、さらに、規制改革会議で議論する解雇の金銭解決、お金さえ払えば解雇が自由にできる、このような労働者を苦しめる悪の三点セットを何としても阻止せねばならない、そういう決意を語って、私の質問を終わります。

ありがとうございました。